（ウラン加工施設事故影響対策特別交付金交付規則の一部改正）

**第三条**　ウラン加工施設事故影響対策特別交付金交付規則（平成十二年科学技術庁通商産業省告示第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十七号」を「第五十一条第一項第十二号」に改める。

（特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第十八号に規定する所管大臣が定める者の一部改正）

**第四条**　平成十九年文部科学省経済産業省告示第五号（特別会計に関する法律施行令第五十一条第一項第十八号に規定する所管大臣が定める者）の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条第一項第十八号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。

（電源立地地域対策交付金交付規則の一部改正）

**第五条**　電源立地地域対策交付金交付規則（平成二十三年文部科学省経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第一号、第十三号及び第十四号」を「第五十一条第一項第一号、第八号及び第九号」に、「同項第十三号」を「同項第八号」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

**○厚生労働省告示第八十二号**

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第七百九十二条第二項の規定に基づき、平成十三年厚生労働省告示第三号（厚生労働省組織規則第七百九十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が公共職業安定所の出張所の管轄区域を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久

表東京の款曙町労働の項を削る。

**○経済産業省告示第七十号**

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行及び原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第百四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示

（原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則の一部改正）

**第一条**　原子力発電施設等立地地域特別交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第八号」に改める。

（原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則の一部改正）

**第二条**　原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第八号」に改める。

（核燃料サイクル交付金交付規則の一部改正）

**第三条**　核燃料サイクル交付金交付規則（平成十九年経済産業省告示第百九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第十三号」を「第五十一条第一項第八号」に改める。

（原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部改正）

**第四条**　原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成十四年経済産業省告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五十一条第一項第二十一号」を「第五十一条第一項第十三号」に改める。

**附　則**

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

**○経済産業省原子力規制委員会告示第一号**

原子力発電工作物の保安に関する省令（平成二十四年経済産業省令第六十九号）第五十三条第一項の規定に基づき、原子力発電工作物の保安に関する省令第五十三条第一項の表各号の規定に基づき特定重要電気工作物を定める告示（平成二十四年経済産業省告示第二百三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月二十九日から適用する。

平成二十五年三月二十九日

経済産業大臣　茂木　敏充

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

第二条中「第五十二号」を「第四十八号」に改め、第八号から第十一号までを削り、第十二号を第八号とし、第十三号から第五十四号までを四号ずつ繰り上げる。

**○環境省告示第三十四号**

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第二項及び公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）第十二条の規定に基づき、障害補償標準給付基礎月額を次のように定めたので、公示する。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

| 年齢階層 | 性別 | |
|---|---|---|
| | 男子 | 女子 |
| 昭和六十三年四月二日以降に生まれた者 | 一八三、三〇〇円 | 一六五、六〇〇円 |
| 昭和五十八年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた者 | 二二一、六〇〇円 | 一八八、六〇〇円 |
| 昭和五十三年四月二日から昭和五十八年四月一日までの間に生まれた者 | 二五四、二〇〇円 | 二〇二、七〇〇円 |
| 昭和四十八年四月二日から昭和五十三年四月一日までの間に生まれた者 | 二八八、四〇〇円 | 二一二、二〇〇円 |
| 昭和四十三年四月二日から昭和四十八年四月一日までの間に生まれた者 | 三二三、三〇〇円 | 二二六、一〇〇円 |
| 昭和三十八年四月二日から昭和四十三年四月一日までの間に生まれた者 | 三五三、六〇〇円 | 二二六、七〇〇円 |
| 昭和三十三年四月二日から昭和三十八年四月一日までの間に生まれた者 | 三五五、九〇〇円 | 二二二、五〇〇円 |